

COP24 結果報告

ウィークリー・トピックス

2018年12月25日
 戦略調査部 シニアアナリスト
 菊井 彩乃

1. パリ協定のポイント

ポーランドのカトヴィツェで2018年12月に開催されたCOP24の結果について報告する。パリ協定は2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みで、詳細な運用ルールを策定する必要があった。今回のCOP24でそれら詳細ルールについて合意できないと、2020年からの適用に間に合わないこともあり、交渉の行方が大変注目されていた。

パリ協定のポイントを簡単に解説すると、2条に長期目標として、世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2°C未満に保つとともに、1.5°C未満に抑えるように努力するという目標が掲げられている。

4条、13条に規定されている「緩和目標のプレッジ」及び「透明性レビュー」で、全ての国が温室効果ガス削減・抑制目標であるNDC (Nationally Determined Contribution) を策定し、5年ごとに条約事務局に提出・更新することになり、またその進捗状況に関する情報を2年に1度報告し、専門家のレビューを受ける。

また、4条における、「長期低排出発展戦略」で、全ての締約国は、長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略を作成し、通報するように努力すべしとされている。

対応策としては、市場メカニズムの活用や、途上国への資金支援を行うこととなっている。

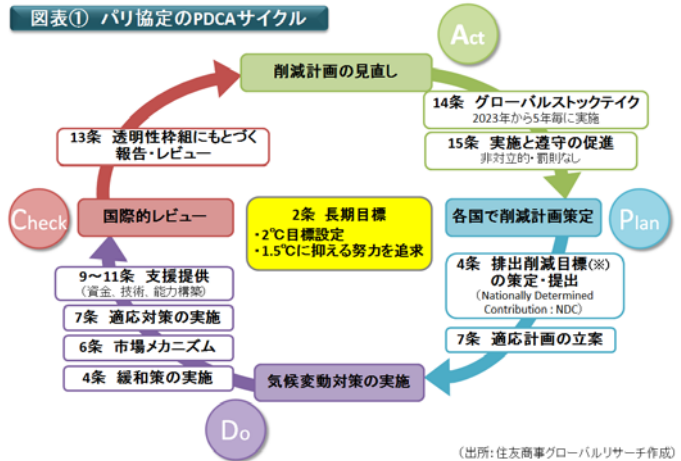
さらに、14条「グローバル・ストックテイク」において、2023年から5年ごとに実施状況（緩和、適応、実施・支援の手段）を定期的に確認し、その結果を基に各国はその行動と支援を更新することになっている。

2. 主な交渉グループ（二分論）

パリ協定を巡っては、いわゆる「二分論」に関して、先進国と途上国間で対立構図がある。先進国は、全員参加型の、共通の枠組みを目指している一方で、途上国は、温暖化は先進国の発展によって引き起こされたとの思いがあり、先進国とは分けた扱いにすべきという二分論にこだわっている。また、さらにグループは細分化され、それぞれで主張が異なっている。

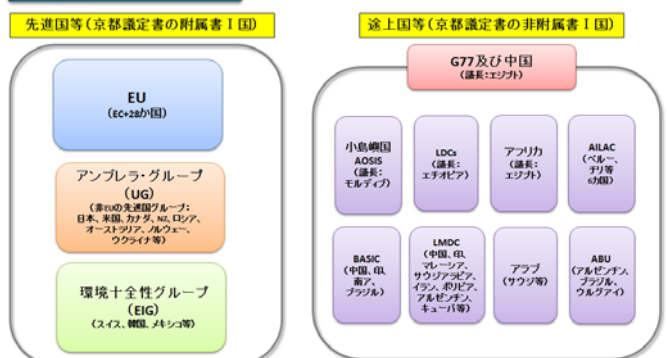
先進国での二大グループの一つはEU、もう一つは日本・米国・カナダ・ニュージーラン

図表① パリ協定のPDCAサイクル



(出所:住友商事グローバルリサーチ作成)

図表② 主な交渉グループ



※ AOSIS: Alliance Of Small Island States (小島嶼国連合)
 ※ LDCs: Least Developed Countries (後発開発途上国グループ)
 ※ AILAC: Association of Independent Latin American and Caribbean states (独立中南米カリブ諸国連合)
 ※ LMDC: Like-Minded Developing Countries (同志途上国グループ)

(出所:住友商事グローバルリサーチ作成)

本資料は、信頼できるとされる情報ソースから入手した情報・データに基づき作成していますが、当社はその正確性、完全性、信頼性等を保証するものではありません。本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社及び住友商事グループの統一した見解を示すものではありません。本資料のご利用により、直接的あるいは間接的な不利益・損害が発生したとしても、当社及び住友商事グループは一切責任を負いません。本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。

ド・ロシア・オーストラリアなどを中心としたアンブレラグループである。途上国は、G77+中国と言われるが、実際にはさらに細分化されており、AOSIS は温暖化によって沈んでしまうリスクのある島国、LDCs はとにかく先進国からお金を少しでももらいたいという国々である。LMDC は先進国に対して最も敵対的で二分論を強く主張しているグループで、中国、インドなどがある。また、温暖化対策で化石燃料の需要が減っては困るアラブグループもいる。それぞれ利害関係が異なり、交渉グループによって力点の置き方が異なっている。

3. COP24 結果概要

COP24 の交渉結果は全体として、ある程度バランスの取れた、全員参加型のパリ協定の精神が堅持されて合意した。

●緩和については、NDC の追加情報、計算方法などは、先進国・途上国統一で規定され、先進国・途上国で指針を分ける二分論は受け入れられなかった。また、NDC のスコープについて、緩和に特化することになり、途上国が主張していた適応、支援は含めないことになった。

●透明性については、先進国も途上国も共通枠組みの報告様式、内容などのガイドラインを設計した一方、能力に制約のある途上国への柔軟性の付与については、柔軟性をどの項目に適用するか、いつ改善させるかは自国で決められることになった。ただし、柔軟性を自己適用する場合には、その理由と改善時期について説明責任が発生するため、中国などの思惑には歯止めがかけられた。

●市場メカニズムについては調整がつかず、2019 年の COP25（チリ）に持ち越されることになった。

●資金については、途上国に譲歩したところもあり、それは資金支援に関する統合報告書を作成することで、途上国が資金支援拡大を求める根拠にすることである。また、2025 年からの新資金目標として、年間 1,000 億ドルを下限とし、新たな定量目標を設定することをパリ協定採択時に決定しているが、その議論開始タイミングを、途上国の主張通り、早期の 2020 年からのことを決定した。

●IPCC1.5°C 特別報告書は、COP21 で国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）から要請され、2018 年 10 月に提出されたもので、1.5°C 気温上昇の世界についての調査結果である。今回の COP24 では、この IPCC の報告書が至る所で言及されており、パリ協定では努力ベースとされている 1.5°C が世界のスタンダードになってくる可能性がある。

4. IPCC1.5°C 特別報告書、及び気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）

1.5°C の世界は、Negative emission でないと達成できないと言われており、カーボンプライシングに換算すると、数百ドルから数千ドル/t-CO₂ といった価格レベルが必要になる。ところが、パ

図表③ COP24 交渉成果(カトウィツェ文書)

緩和	◆ NDC について先進国・途上国共通の計算方法等を指針とし、二分論は受け入れず ◆ NDC のスコープは緩和に特化し、適応・支援も含めるべきとの途上国（特に LMDC）主張を受け入れず	先進国主張
透明性	◆ 全締約国共通の報告様式、フレームワークを設計 ◆ 途上国への柔軟性付与については、説明を義務付け	先進国主張
市場メカニズム	◆ COP25@チリに先送り	未決定
資金	◆ 資金支援に関する統合報告書作成 ◆ 途上国の要求するレビューは含まれず ◆ 2025 年新資金目標(1,000 億ドル/年下限)の議論を 2020 年から開始（早期検討を求めている途上国に譲歩）	途上国側に一定の譲歩
IPCC1.5°C 特別報告書の扱い（詳細後述）	◆ COP の要請に応じて特別報告書を作成した IPCC に対して感謝を表明 ◆ 今のところ、報告書を踏まえた野心的レベルの引き上げや削減パス数値に関する言及は無い	

(出所:住友商事グローバルリサーチ作成)

リのイエローベスト運動の結果、フランスは炭素税を現行より 11 ユーロ引き上げることも失敗している。また、ドイツも、この 1 月には 2020 年に 90 年比▲40%目標の断念を表明している。このように、COP の世界と現実世界との乖離は大きくなっている。

一方、今回の COP24 では、世界の年金基金や資産運用機関などが、各国政府が公約している気候変動対策を強化するように求める共同声明を発表している。その中では、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) が 2017 年の勧告で、気候関連情報開示の促進を求めていることを踏まえて、各国政府は TCFD の適用を公に支援し、開示にコミットすることが重要である、と強調しており、その流れを受けて、日本政府内でも TCFD を検討しようとする動きが見られる。

図表④ IPCC 1.5°C特別報告書/TCFD

IPCC 1.5°C特別報告書の影響

- ✓ 報告書本文で、1.5°C安定化達成の為に2030年155-5,500ドル/t-CO2の炭素税が必要との分析結果を掲示
- ✓ COPの世界(例:2050年ゼロエミッション、炭素税価格水準)と、現実世界(例:パリのイエローベスト騒乱、ドイツの2020年削減目標断念等)とのギャップ拡大

気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)について

- ✓ 世界の年金基金や資産運用機関などが共同声明発表
- ✓ 金融安定理事会(FSB)の気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)適用について、政府支援とコミットを求めるもの

(出所:住友商事グローバルリサーチ作成)

以上